

## 公立紀南病院組合有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公立紀南病院組合有料広告掲載要綱第5条の規定に基づき、掲載する広告の規格、掲載料等について定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 広報誌「サザンクロス」 標準 60mm、横90mmとする。  
大枠、縦120mm、横90mmとする。
- (2) ホームページ 天地60ピクセル 左右180ピクセル  
画像はG I F形式、容量5K b以内、静止画
- (3) 入院案内 半面 縦140mm、横180mm  
全面 縦280mm、横180mm

(広告の期間)

第3条 広告の期間は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 広報誌「サザンクロス」 掲載決定通知後12ヶ月間(6号分)
- (2) ホームページ 次の各号に定める期間
  - (i) 1ヶ月
  - (ii) 3ヶ月継続
  - (iii) 6ヶ月継続
  - (iv) 12ヶ月継続
- (3) 入院案内 掲載決定通知後1年間

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 広報誌「サザンクロス」
  - (i) 標準 16,200円(消費税込み)(650部×6号)
  - (ii) 大枠 32,400円(消費税込み)(650部×6号)
- (2) ホームページ
  - (i) 1ヶ月 8,640円(消費税込み) / 1枠
  - (ii) 3ヶ月継続 23,760円(消費税込み) / 1枠
  - (iii) 6ヶ月継続 43,200円(消費税込み) / 1枠
  - (iv) 12ヶ月継続 83,160円(消費税込み) / 1枠
- (3) 入院案内
  - (i) 半面 43,200円(消費税込み) / 9,000部
  - (ii) 全面 86,400円(消費税込み) / 9,000部

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の申込みをしようとする者は、公立紀南病院組合有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告原稿等を添えて、次の各号に定める期日までに管理者に提出しなければならない。

- (1) サザンクロス 掲載希望月の2ヶ月前の15日まで
- (2) ホームページ 掲載希望月の2ヶ月前の15日まで
- (3) 入院案内 病院が指定する日まで

(広告原稿の提出)

第6条 前項に規定する公立紀南病院組合有料広告掲載申込書（様式第1号）に添付する広告の原稿は、フロッピーディスク又はCD-R等の記憶媒体に記録して提出するものとする。

（広告掲載の決定）

第7条 管理者は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果を申請者に公立紀南病院組合有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第8条 広告掲載料は、公立紀南病院組合有料広告掲載決定通知書発送後、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、管理者が納入期日を別に定めた場合はこの限りでない。

（管理者が広告掲載を適当と認めるもの）

第9条 管理者が広告掲載を適当と認めるものについての広告基準は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。